

財産管理規程

制定 平成 18 年 3 月 1 日
改正 平成 19 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 4 月 1 日

財産管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程はエイチ・アイ・エス健康保険組合の所有する財産（以下「組合財産」という。）の適正かつ良好な管理を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 組合財産の管理については、健康保険法、健康保険法施行令、健康保険法施行規則及び関係通達並びに組合規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(財産の分類及び定義)

第3条 この規程において財産とは、次に掲げるものをいう。

1. 支払余裕金
2. 準備金
3. 任意積立金
 - (1) 別途積立金
 - (2) 退職積立金
4. 固定資産
 - (1)有形固定資産（準備金で保有する土地・建物を除く。）
 - ① 土地
 - ② 建物（建物に附属する設備を含む。）
 - ③ 構築物
 - ④ 機械器具・装置
 - ⑤ 備品
 - ⑥ 車両
 - (2)無形固定資産
 - ① 温泉受給権
 - ② 借地権・借家権
 - ③ コンピューターソフトプログラム
 - (3)有価証券等（準備金、任意積立金等で保有する有価証券を除く。）
 - ① 出資金
 - ② 保証金
 - ③ 電信電話債権

(重要財産)

第4条 前条に掲げる財産のうち、次のものは重要財産とする。

1. 準備金
2. 別途積立金
3. 土地
4. 建物

(有形固定資産)

第5条 第3条に掲げる有形固定資産のうち、土地・建物及び構築物を除き、一品または一組ごとの取得価額が10万円以上で、耐用年数が1年以上のものを有形固定資産とする。

第2章 管理の責任

(管理責任者)

第6条 財産の管理責任者は理事長とする。

2 理事長は常務理事に財産の管理事務を行わせることができる。

(保管責任者)

第7条 理事長は保管責任者を指名し、固定資産の維持及び保全にあたらせるものとする。

2 保管責任者は、その所属する固定資産の維持保全について常に責任をもって点検し、原形・原能力を維持するよう整備しておかなければならない。

(管理の義務)

第8条 財産管理に関する事務を行う者は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならない。

第3章 管 理

(支払余裕金)

第9条 支払余裕金は、現金、預金または貯金によって保有しなければならない。

1 前項の規定にかかわらず、支払いに支障のない範囲において金銭信託または委託金によって保有できるものとする。

2 翌日に繰越す手持現金は、概ね50万円以下とする。

(準備金)

第10条 準備金を規約第48条の土地・建物で保有するときは、あらかじめ予算科目を設定し、組合会の議決後、監督庁の認可を得た後に行うものとする。

(退職積立金)

第11条 退職積立金は、規約第49条の規定にかかわらず、預金、貯金または金銭信託により保有しなければならない。

(有価証券)

第12条 有価証券(証券取引法第2条第1項に規定する有価証券をいう。)は、銀行または信託会社に保護預けをし、または登録機関に登録するものとする。

2 有価証券のうち記名式とされるものは、すべて記名しておくものとする。

(損害保険の付保)

第13条 財産のうち必要と認められるものは、損害保険に付しておくものとする。

(不動産)

第14条 不動産は登記をし、かつ土地については、常時その境界を明らかにしておかなければならない。

(積立金台帳)

第15条 諸積立金は、積立金台帳を備え、これをもって整理しなければならない。ただし、第10条によって保有する準備金については、固定資産台帳を準用する。

(固定資産台帳)

第16条 固定資産を管理するため、固定資産台帳を設け、様式第1号により整理するものとする。

(固定資産台帳の記帳)

第17条 固定資産台帳には次に掲げる事項を記帳するものとする。ただし、固定資産の性質により記載事項の一部を省略することができる。

(1) 固定資産の名称及び資産番号、所在地

- (2) 取得年月日、取得の内容及び取得先
 - (3) 取得価額および帳簿価額並びに単価
 - (4) 減価償却の方法、耐用年数、償却額、償却累計額、償却年月日、評価先
 - (5) 製作所、建設業者名、容量、寸法、能力、規格、構造または内容
 - (6) 使用または保管の場所及び用途
 - (7) 移管、転用、滅失、増設事項
 - (8) 保険付保額
 - (9) 確認年月日、確認者印
 - (10) その他必要と認める事項
- (確認)

第18条 財産は毎年度1回以上台帳と照合し、その結果を明らかにするため、台帳に確認年月日を記帳し、確認者の押印を受けるものとする。

2 確認者は照合の結果、滅失または著しい破損等の事故を発見したときは、その原因を追求し直ちに理事長に報告しなければならない。

3 固定資産が前項により減少したときは、第31条の規定に準じて臨時償却を行うものとする。

(財産目録)

第19条 支払余裕金は理事長の責任において管理し、財産目録には登載を要しない。

第4章 固定資産の取得及び取得価額

(取得)

第20条 取得とは、固定資産の新設・購入・譲受及び交換並びに拡張または移転、改善をいう。

2 固定資産の取得は、理事長の承認を得たのちに行うものとする。

(取得価額)

第21条 土地の取得価額は買入金額とし、仲介手数料、登記手数料等の附帯費用並びに地ならし等の敷地造成費用及び道路、下水の改善等の費用は土地取得価額に加えず、固定資産台帳補記欄に記入するものとする。

2 建物の取得価額は次の各号による。

(1) 購入の場合は買入金額とし、仲介手数料、登記手数料、謝礼その他雑費及び使用開始前に行う改善修繕費等一切の費用は取得価額に加えず、固定資産台帳記事欄に記入するものとする。

(2) 建築の場合は請負費（電気、ガス、冷暖房、照明、通風、給排水設備等の諸設備を含む。）とし、設計製図費、監督費、登記手数料等一切の附帯費用は請負費に加えず、固定資産台帳補記欄に記入するものとする。

3 構築物または装置の取得価額は前項に準じて取扱う。

4 交換によって取得した固定資産の取得価額は、対価として相手方に引渡した際の帳簿価額をもって評価する。

5 贈与または低廉譲受により取得した固定資産の取得価額は時価評価する。

6 前項以外の固定資産の取得価額は、買入金額とする。

第5章 固定資産の改善及び修繕

(改善費)

第22条 固定資産の価値能力を増加しまたは使用可能期間を延長させるのに要する費用は改善費とし、

当該固定資産の評価替を行い、その金額を帳簿価額とする。

- 2 固定資産が改善によりその価値能力を増加したときであっても、改善に際してその一部を取り壊した場合は、その部分の価額を見積り、これを当該固定資産の帳簿価額から控除するものとする。
(修繕費)

第23条 固定資産の価値、原能力を維持するために要する費用及び部分的破損により原状に回復するために要する費用は、修繕費とし当該固定資産の帳簿価額には加えない。

第6章 減価償却

(準備金である建物の減価償却)

第24条 準備金を規約第48条の規定に基づき建物で保有するときは、毎年度末に運営基準で定める定額法により残存価額が零になるまで減価償却を行うものとする。

2 前項の減価償却を行うときは、償却額を毎年度支出予算に計上して準備金に繰入れるものとする。

3 減価償却が終了したときは、当該資産について時価評価を行い、これを固定資産に組み入れるものとする。

(固定資産の減価償却)

第25条 土地を除く有形固定資産は、毎年度末定額法により減価償却を行い、耐用年数経過時点で1円まで償却するものとする。

2 減価償却額は次の数式により算出するものとする。

$$\text{減価償却額} = \frac{\text{取得価額}}{\text{耐用年数}}$$

3 事業年度の途中において取得した固定資産の当該年度の償却額は、前項により算出した額に $\frac{\text{取得月から年度末までの月数}}{12}$ を乗じた額とする。

(耐用年数)

第26条 前条により減価償却をする場合における耐用年数は、「固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」の定めるところによる。

(中古固定資産の耐用年数)

第27条 中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は、前条で定める耐用年数から経過年数を控除した年数を当該固定資産の耐用年数とみなす。

2 前項の中古固定資産の経過年数が不明のときは、次の算出方法による。

$$\frac{\text{当該固定資産取得額}(A)}{\text{当該固定資産新品の価額}(B)} \times (A)\text{の耐用年数} = (B)\text{の残存耐用年数}$$

(耐用年数の端数整理)

第28条 固定資産の耐用年数計算に際して、1年未満の端数を生じたときは、これを切上げ1年単位とする。

(臨時償却)

第29条 不慮の災害もしくは経済状態の悪化にともない、有形固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長期間にわたるかまたは回復の見込みがないときは、その損失の程度を見積り臨時償却を行うものとする。

2 前項の償却を行うときは、理事長の承認を得て組合会に報告するものとする。

第7章 処 分

(重要財産の処分)

第30条 重要財産（準備金（土地、建物で保有するものを除く。）及び別途積立金を除く。）の売却、交換、譲渡、廃棄または取り崩しを行うときは、組合会の議決を経て監督庁の認可を受けなければならない。

(再評価)

第31条 固定資産（準備金で保有する土地、建物を含む。）を処分するときは、評価能力のある第三者に命じて時価評価を行い、処分価額の妥当性を証しなければならない。

(固定資産の処分)

第32条 固定資産（第30条に該当するものを除く）を処分するときは、様式第2号により理事会の承認を得て行うものとする。ただし、帳簿価額が10万円未満の機械器具、装置、備品及び車輛並びに再評価額が10万円未満の無形固定資産であって、緊急を要するものについては、理事長の承認を得て処分することができる。

2 前項のただし書による場合は、理事会に報告するものとする。

(除却)

第33条 固定資産を譲渡または売却処分したときは、その金額を当該年度一般会計の不要財産売却代の科目に収入し、当該固定資産の帳簿価額を除却するものとする。

2 固定資産を廃棄処分したときは残存価額を廃棄損とし、当該固定資産の帳簿価額を除却するものとする。

3 前各号により生じた差益、差額については理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

固定資産廃棄（売却）処分決裁書様式（様式第2号）

申請日：

固定資産廃棄（売却）処分決裁書

以下の固定資産につき（・廃棄 ・売却）処分を実施したいので申請いたします。

責任者	担当者

固定資産番号	品名	数量	保管場所	取得時	処分時	処分理由	備考
				上段：年月 下段：価額	上段：年月 下段：価額		売却価額 売却先等
処分合計額							

注1：処分理由は、老朽化などと記入すること。

注2：50万円以上の財産を処分する場合は、組合会の議決が必要となるため、本決裁書によらず議案書を作成すること。
また、認可事項のため「重要財産処分認可申請書」により、認可後処分すること。

処分許可印

理事長	常務理事	事務長